

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第12-89号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
	機 関	職		機 関	職
本庁	(略)		本庁	(略)	
	教育委員会 事務局	教育次長 課長 室長 企画主幹 課長補佐 (総務課関係) 職員係長 給与係長 <u>副 参事(法規審査に関する 事務を行うものに限る。)</u> 職員係の主査、主任及 び主事(人事、職員団体 に関する事務を行うもの に限る。) 給与係の主査 及び主任 <u>主査及び主任 (法規審査に関する事務 を行うものに限る。)</u> (略)		教育次長 課長 室長 企画主幹 課長補佐 (総務課関係) 職員係長 給与係長 職 員係の主査、主任及び主 事(人事、職員団体に関 する事務を行うものに限 る。) 給与係の主査及び 主任 (略)	
	(略)			(略)	
本庁以 外の機 関	(略)		本庁以 外の機 関	(略)	
	職業能力開 発校	校長 副校長 総務課長 庶務課長 <u>能力開発支 援課長(庶務に関する事 務を行うものに限る。)</u>		職業能力開 発校	校長 副校長 総務課長 庶務課長
	(略)			(略)	
	青少年研修 センター	所長		青少年研修 センター	所長 <u>次長</u>
	少年自然の 家	所長 <u>次長</u>		少年自然の 家	所長
	(略)			(略)	
備考	(略)		備考	(略)	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。